

**兵高教組**  
**調査情報**  
 2014年8月8日 13号

兵庫県高等学校教職員組合調査部  
 TEL : 078-341-6745  
 FAX : 078-351-3185  
 URL : http://www.hyogo-kokyoso.com  
 mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

**2014年人事院勧告**

**「給与制度の総合的見直し」=給料表平均2%カットを勧告**  
**運動の力で7年ぶりに月例給1,090円(0.27%)、一時金0.15月改善**

8月7日、人事院は国家公務員の給与等に関する勧告と報告を内閣総理大臣と両院議長に対しておこないました。私たちの運動と力によって7年ぶりに月例給の1,090円(0.27%)引き上げと一時金0.15ヶ月改善によって平均で年約7万9千円の賃金引き上げを勧告させました。しかし、その一方で「給与制度の総合的見直し」によって3年間の現給保障があるものの俸給表水準の2%引き下げ(50代後半では最大4%引き下げ)という大幅賃下げも同時に勧告しました。公務労働者の労働基本権制約の代償機関として、人事院が負っている役割そのものが問われる内容です。

**人事院勧告の概要**

民間給与	.....	409,562円
国家公務員給与	.....	408,472円
官民格差	⇒	1,090円(0.27%)

- 俸給表 (2014.4.1実施)
  - 平均0.3%引き上げ
  - 初任給(大卒の場合) 174,200円 (現行172,200円)
- 一時金 (法律公布日実施)
 

民間との均衡を図るため0.15月分引き上げ

4.10月 ← (現行3.95月)
- 通勤手当 (2014.4.1実施)
 

交通用具の使用距離区分に応じ100円から7,100円の幅で引き上げ
- 懸案事項になっていた現業職員については今回は触れず

官民格差については、民間賃金調査結果にもとづき、国家公務員給与が民間給与を「平均1,090円、0.27%」下回っていると、給料表を平均0.3%引き上げ(ただし高位号俸や再任用は除く)、初任給も2,000円引き上げ、一時金については現行の3.95月から0.15月分引き上げて(※)、4.10月に改定するとしています。

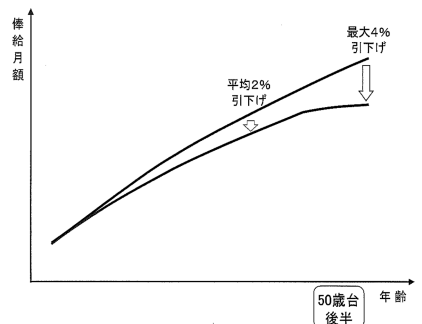
また、交通用具使用者に係る通勤手当について、民間の支給状況をふまえ、使用距離の区分に応じて100円から7,100円の幅で引き上げるとしています。

(※)ただし、引き上げ分は全て勤勉手当に充てるとしており、人事評価と賃金をリンクさせようという狙いには今後も注意が必要です。

**「給与制度の総合的見直し」=大幅賃下げ**

「給与制度の総合的見直し」とは、政府の総人件費抑制方針に人事院が完全屈服し、何の道理も示さず大幅賃下げを強行しようとするものです。その主な内容は以下の3点です。

- 俸給表水準の平均2%カット(初任給引き下げなし)。
- 地域手当を地方分を削減し、大都市部にまわす。
- 50代後半層の賃金を最大4%引き下げる。



**賃上げこそ景気回復への道**

私たちの運動によって年約7万9千円の賃金引き上げ勧告をさせたとはいえ、消費税率引き上げ分だけで年約10万7千円もの増税となります。しかも物価上昇が続いています。アベノミクスは一部の巨大企業と富裕層を潤しただけで労働者、国民には何の恩恵ももたせていません。さらに、消費税率引き上げ後の景気の落ち込みは過去2回の時より遙かに深刻であり、急激な景気後退が迫っているといえます。

賃上げこそ景気回復、そして私たちの生活改善への道です。賃金引き上げ、労働条件改善の取り組みは国段階から、県段階へと移ります。人事院勧告改善部分の早期実施、「給与制度の総合的見直し」中止、そして県行革による賃金カットを終わらせる県人事委員会勧告に向けた取り組みを進めていきましょう。